

## 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 5 年11月14日 (火曜日)

定期第 461 号

目次	ページ		
○規則		神奈川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察・交通総務課)	519
児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (福祉子どもみらい・子ども家庭課)	517	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う神奈川県道路交通法施行細則の規定の読替え等に関する規則の一部を改正する規則 (警察・交通総務課)	520
○告示		○公告	
軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (総務・税務指導課)	517	都市計画の変更の案の縦覧 (8件) (県土整備・都市計画課)	521
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	517	国土調査の指定 (県土整備・技術管理課)	522
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	517	街区境界調査成果の認証 (2件) (県土整備・技術管理課)	523
道路の供用開始 (県土整備・道路管理課)	518	開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	523
指定管理者の指定 (2件) (県土整備・道路管理課)	518	○入札公告	
指定管理者の指定 (県土整備・河港課)	518	特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (企業・会計課)	523
河川区域の変更 (県土整備・河港課)	518		
廃川敷地等の発生 (県土整備・河港課)	518		
○公安委員会規則			

特定調達契約に係る入札公告は、県公報に掲載します。そのほかの入札公告は、各発注機関が、かながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステム、県のホームページ等に掲載します。

## 規 則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第74号

## 児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則 (平成12年神奈川県規則第145号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号を次のように改める。

(5) 法第 9 条の 3 の規定により、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等に臨検させ、及び児童を捜索させ、並びに必要な調査及び質問をさせ、許可状を請求し、許可状の交付を受け、並びに許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付すること。

第 1 条中第 6 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 6 号とし、第 10 号を第 7 号とし、第 11 号を第 8 号とする。

別記様式 (裏) 中「前条第 1 項の規定による出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」に改め、「行い」の次に「、」を加える。

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式に

よる証票は、改正後の別記様式による証票とみなす。

## 告 示

## 神奈川県告示第482号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第144条の 9 第 3 項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和 5 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)	主たる事務所又は 事業所の所在地	指 定 の 取 消 し の 年 月 日
横山石油株式会社 代表取締役 横山 忠良	横浜市青葉区荏子 田 3-12 の 1	令和 5 年 9 月 30 日

## 神奈川県告示第483号

救急病院等の認定 (平成元年神奈川県告示第580号) の一部を次のように改正する。

令和 5 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表医療法人大樹会ふれあい鎌倉ホスピタルの項を削り、同表に次のように加える。

医療法人大樹会ふれ あい鎌倉ホスピタル	鎌倉市御成町 9 の 5	令和 5 年11月12日から 令和 8 年11月11日まで
------------------------	--------------	----------------------------------

**神奈川県告示第484号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県県西土木事務所小田原土木センターにおいて、令和5年11月14日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類  
県道
- 路線名  
沼田国府津
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
小田原市堀之内字若宮217番 1地先から	旧	11.1メートル から	66メートル
同 215番 2地先まで		11.9メートル まで	
同	新	11.1メートル から 12.5メートル まで	同

**神奈川県告示第485号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、令和5年11月14日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 道路の種類及び路線名  
一般国道467号
- 供用開始の区間  
藤沢市藤沢字大道東119番5から  
同 140番6まで
- 供用開始の日  
令和5年11月14日

**神奈川県告示第486号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県道路附属物自動車駐車場条例（平成12年神奈川県条例第74号）第6条の規定により、由比ガ浜地下駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
日本パーキング株式会社 株式会社パーキングサポートセンタ

ーグループ

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地

- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**神奈川県告示第487号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び神奈川県道路附属物自動車駐車場条例（平成12年神奈川県条例第74号）第6条の規定により、片瀬海岸地下駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社湘南なぎさパーク  
藤沢市鵜沼橋一丁目2番7号
- 2 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**神奈川県告示第488号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）第20条の規定により、大磯港の指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
大磯町  
中郡大磯町東小磯183番地
- 2 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**神奈川県告示第489号**

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定により指定した一級河川相模川水系目久尻川に係る河川区域の一部を次の図に示すとおり変更する。

令和5年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県県土整備局河川下水道部河港課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターに備え置いて縦覧に供する。）

**神奈川県告示第490号**

河川区域の変更又は廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課及び神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて一般の縦覧に供す

る。

令和 5 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 河川の名称

一級河川相模川水系目久尻川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和 5 年11月14日

3 廃川敷地等の位置

座間市栗原字小池谷1,615番 3、1,616番 2 及び1,617番 2

4 廃川敷地等の種類及び数量

(1) 種類 土地

(2) 数量 27.41平方メートル

## 公安委員会規則

神奈川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年11月14日

神奈川県公安委員会

委員長 堀 本 久美子

神奈川県公安委員会規則第14号

### 神奈川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

神奈川県道路交通法施行細則（昭和44年神奈川県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条の 3 中「第15条」を「第15条第 1 項」に改める。

第15条の見出し中「解任命令」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 法第74条の 3 第 8 項の規定による是正措置の命令は、是正措置命令書（第13号様式の 3）を使用者に交付して行う。

第13号様式中

安全運転管理者 氏名、生年月日	年 月 日	を
--------------------	-------	---

安全運転管理者 氏 名		に
----------------	--	---

改める。

第13号様式の 2 中

副安全運転管理者 氏名、生年月日	年 月 日	を
---------------------	-------	---

副安全運転管理者 氏 名		に
-----------------	--	---

改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第13号様式の 3 (第15条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

是正措置命令書

年 月 日

様

神奈川県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定により次のとおり是正の措置をとることを命じます。

安全運転管理者整理番号

安全運転管理者  
氏 名

自動車の使用の  
本 拠

名 称

位 置

是 正 す べ き  
内 容

是 正 を 命 ず る  
理 由

- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県公安委員会（事務取扱は、神奈川県警察本部交通部交通総務課）に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求を行つたか否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県公安委員会となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記1の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内となります。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う神奈川県道路交通法施行細則の規定の読替え等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月14日

神奈川県公安委員会

委員長 堀 本 久美子

神奈川県公安委員会規則第15号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う神奈川県道路交通法施行細則の規定の読替え等に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う神奈川県道路交通法施行細則の規定の読替え等に関する規則（平成14年神奈川県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表第15条の項中「第15条」を「第15条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

第15条第2項	法第74条の3第8項	運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の3第8項
	使用者	自動車運転代行業者

第1条の表第13号様式の2の項の次に次のように加える。

第13号様式の3	道路交通法第74条の3第8項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項
	自動車の使用の本拠	自動車運転代行業者
	名称	営業所の名称
	位置	営業所の所在地

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

公 告

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したいので、当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。

令和5年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
平塚都市計画道路3・3・3号八王子平塚停車場線
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
平塚市大神六丁目及び大神八丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び平塚市まちづくり政策部まちづくり政策課
- 4 縦覧期間  
令和5年11月14日から同月28日まで

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したいので、当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。

令和5年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
平塚都市計画道路3・4・9号倉見大神線
- 2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分  
なし
- (2) 削除する部分  
なし
- (3) 変更する部分

- 平塚市大神字上堤外、大神八丁目及び大神九丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び平塚市まちづくり政策部まちづくり政策課
- 4 縦覧期間  
令和5年11月14日から同月28日まで

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したいので、当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。

令和5年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
藤沢都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 市街化区域に追加する部分  
藤沢市遠藤字山崎、字広谷、字菖蒲沢境、字秋葉原、字谷ノ上、字打越、字諸の木及び字笹窪上並びに葛原字昭和台、字観音道及び字大六天地内
  - (2) 市街化調整区域に追加する部分  
なし
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び藤沢市計画建築部都市計画課
- 4 縦覧期間  
令和5年11月14日から同月28日まで

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したいので、当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。

令和5年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
秦野都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 市街化区域に追加する部分  
秦野市横野字砂押及び字水窪並びに戸川字馬場先、字流、字下矢坪、字上矢坪、字棗開戸及び字尊佛松地内
  - (2) 市街化調整区域に追加する部分

<p>なし</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び秦野市都市部まちづくり計画課</p> <p>4 縦覧期間 令和 5 年11月14日から同月28日まで</p> <hr/> <p>都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更したいので、当該都市計画の案を縦覧に供します。</p> <p>なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。</p> <p>令和 5 年11月14日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 大和都市計画区域区分</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域</p> <p>(1) 市街化区域に追加する部分 大和市深見西三丁目、深見西四丁目、深見西五丁目、深見西六丁目、深見西七丁目及び深見西八丁目地内</p> <p>(2) 市街化調整区域に追加する部分 なし</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び大和市街づくり施設部街づくり計画課</p> <p>4 縦覧期間 令和 5 年11月14日から同月28日まで</p>	<p>令和 5 年11月14日から同月28日まで</p> <hr/> <p>都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更したいので、当該都市計画の案を縦覧に供します。</p> <p>なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。</p> <p>令和 5 年11月14日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 南足柄都市計画区域区分</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域</p> <p>(1) 市街化区域に追加する部分 南足柄市壺下字沢及び竹松字上河原地内</p> <p>(2) 市街化調整区域に追加する部分 なし</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び南足柄市都市部都市計画課</p> <p>4 縦覧期間 令和 5 年11月14日から同月28日まで</p>
<p>都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更したいので、当該都市計画の案を縦覧に供します。</p> <p>なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。</p> <p>令和 5 年11月14日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 海老名都市計画区域区分</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域</p> <p>(1) 市街化区域に追加する部分 海老名市中新田二丁目、河原口字相沢、字八反町、字二大縄及び字五大縄、河原口五丁目、勝瀬字小宝、中央二丁目、中央三丁目並びに大谷字高田、字溝添及び字三貫田地内</p> <p>(2) 市街化調整区域に追加する部分 なし</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び海老名市まちづくり部都市計画課</p> <p>4 縦覧期間</p>	<p>都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更したいので、当該都市計画の案を縦覧に供します。</p> <p>なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事に意見書を提出することができます。</p> <p>令和 5 年11月14日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 茅ヶ崎都市計画道路 3・3・4 号倉見大神線</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域</p> <p>(1) 追加する部分 なし</p> <p>(2) 削除する部分 なし</p> <p>(3) 変更する部分 寒川町倉見地内</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課及び寒川町都市建設部都市計画課</p> <p>4 縦覧期間 令和 5 年11月14日から同月28日まで</p> <hr/> <p>国土調査法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり地籍調査を国土調査として指定しました。</p> <p>令和 5 年11月14日</p>

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定年月日  
令和 5 年10月10日
- 2 調査を行う者の名称  
横須賀市
- 3 調査地域  
横須賀市船越町一丁目、港が丘二丁目、田浦港町及び田浦町六丁目の各一部
- 4 調査期間  
令和 5 年10月25日から令和 6 年 3 月29日まで

国土調査法第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第2項の規定により、次のとおり街区境界調査成果を認証しました。

令和 5 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行った者の名称  
藤沢市
- 2 調査を行った時期  
令和 3 年 5 月13日から令和 5 年 3 月31日まで
- 3 成果の名称  
藤沢市本鵠沼二丁目の一部の街区境界調査図及び街区境界調査簿
- 4 調査を行った地域  
藤沢市本鵠沼二丁目の一部
- 5 認証年月日  
令和 5 年11月 7 日

国土調査法第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第2項の規定により、次のとおり街区境界調査成果を認証しました。

令和 5 年11月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調査を行った者の名称  
藤沢市
- 2 調査を行った時期  
令和 3 年 5 月13日から令和 5 年 3 月31日まで
- 3 成果の名称  
藤沢市本鵠沼二丁目、三丁目の各一部の街区境界調査図及び街区境界調査簿
- 4 調査を行った地域  
藤沢市本鵠沼二丁目及び三丁目の各一部
- 5 認証年月日  
令和 5 年11月 7 日

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事

の完了を次のとおり公告します。

令和 5 年11月14日

神奈川県西土木事務所長 福 島 温

開発区域に含まれる地域の名称	南足柄市生駒字大ノ田189の3
開発区域の面積	377.94平方メートル
開発許可を受けた者の住所	足柄上郡大井町金子2,898の1 カルム・アンジュ203
開発許可を受けた者の氏名	古瀬 諒太
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和 5 年 7 月 3 日 神奈川県指令西土第610014号 (令和 5 年10月10日 神奈川県指令西土第610028号)

### 入 札 公 告

#### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 5 年11月14日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 高 澤 幸 夫

#### 1 調達内容

##### (1) 購入物品の名称及び数量

大山浄水場ほか436施設で使用する電力 約3,233,169キロワット時

##### (2) 納入期間

令和 6 年 3 月の各施設の検針日から令和 7 年 3 月の各施設の検針日前日まで 入札説明書及び仕様書によります。

##### (3) 納入場所

大山浄水場ほか436施設 入札説明書及び仕様書によります。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「その他の物品」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(5) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

##### ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045)210-6721)

##### イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

#### ウ 申請期限

令和5年12月11日(月)正午

#### エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

### 3 入札説明書の交付場所等

#### (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎10階 神奈川県企業庁企業局財務部会計課経理調達グループ 山口 寛海 電話 (045) 210-7042

#### (2) 入札説明書の交付期間

令和5年11月14日(火)から同年12月8日(金)まで

### 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和5年12月11日(月)正午までに3の(1)の場所に提出してください。

### 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁新庁舎10階 神奈川県企業庁企業局財務部会計課経理調達グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

#### (1) 入札期間

令和6年1月17日(水)午後1時から同月19日(金)午後1時まで

#### (2) 開札日時

令和6年1月22日(月)午前9時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和6年1月19日(金)午後1時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

### 6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。

### 7 その他

#### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

免除

#### (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

#### (4) 落札者の決定方法

神奈川県公営企業財務規程第148条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

### 8 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased :  
Electric power to be consumed at Oyama Water Purification Plant and 436 other facilities, estimated annual consumption of 3,233,169kWh

(2) Time limit of tender : 1 : 00 p.m., January 19, 2024

(3) Contact point for the notice : Accounting Division, Financial Affairs Department, Public Enterprises Bureau, Kanagawa Prefectural Public Enterprises Agency, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-7042